株主各位

大阪市北区中崎西二丁目4番12号梅田センタービル 応用技術株式会社 代表取締役社長船橋 傍郎

第39期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第39期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面により 事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただき ますよう、お願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年3月24日(木曜日)午後6時までに到着するように、折り返しお送りくださいますよう、お願い申し上げます。

敬具

記

- 1. 日 時 2022年3月25日 (金曜日) 午前10時

梅田センタービル 31階 ホワイトホール

3. 目的事項報告事項

第39期(2021年1月1日から2021年12月31日まで)事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 監査等委員である取締役以外の取締役7名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選仟の件

以上

[◎] 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう、お願い申し上げます。

[◎] 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が 生じた場合には、書面による郵送又は当社ホームページ(https://www.apptec.co.jp/ir/index.html) において掲載することにより、お知らせいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症の予防および拡大防止のため、株主様の安全を第一に考え、株主総会の開催 方針を以下のとおりとさせていただきます。

何卒ご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。

<株主様へのお願い>

- 1. 株主総会会場は不特定多数の人が集まる密閉空間であり、新型コロナウイルス感染症拡大のリスクが 懸念されます。特に高齢者、持病のある方、妊婦の方は、ご来場をお控えいただくことを強くお勧め いたします。また、これらに該当しない方でも、健康状態にかかわらず、ご来場をお控えいただきま すよう、お願いいたします。株主様におかれましては、極力、事前に書面により議決権を行使いただ きますよう、お願いいたします。
- 2. 会場内の株主様の座席について十分な間隔を確保させていただくことから、座席数が毎年の定時株主総会より大幅に減少しております。そのため、ご入場される株主様の人数を制限させていただくことがございます。
- 3. ご来場の株主様には、マスクの着用をお願い申し上げます。マスクを持参されていない株主様は、会場受付にマスクをご用意しておりますので、ご利用ください。
- 4. 総会当日37.5度以上の発熱が確認された株主様のご入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
- 5. 総会当日は、激しい咳の症状など感染症への罹患が疑われる場合は、ご入場を制限させていただきます。ご入場後も、同様の症状がみられる場合には、ご退席をお願いすることがございます。
- 6. 社会的距離を確保することが推奨されていることから、受付にお並びの際には前の方から適切な距離を置いてお並びいただきますよう、お願いいたします。

<当社の対応について>

- ・会場受付付近にアルコール消毒液を配備いたします。手指の消毒にご協力お願いいたします。
- ・会場受付付近におきまして、非接触型体温計にて株主様の体温を測定させていただきます。37.5度以上の発熱があると確認された方、体調不良と思われる方はご入場をお断りする場合がございます。
- ・株主総会の役員・運営スタッフは、検温を含め、体調管理を徹底いたします。
- ・株主総会の役員・運営スタッフは、マスク等着用で対応をさせていただきます。その他、適宜感染症拡大防止対策を実施いたします。
- 新型コロナウイルス感染症の状況により、やむなく会場や開始時刻が変更となる場合がございます。 その場合は、当社ホームページに掲載いたします。

当社では会場での感染症拡大防止対策を可能な限り講じ徹底してまいりますが、株主総会へのご出席を 予定または検討されている株主様におかれましては、健康と安全面から慎重な判断をお願い申し上げます。 なお、総会当日までの感染症拡大の状況や政府の発表内容等によって、対応内容を変更する場合がございますので、当社ホームページより適宜、発信情報をご確認賜りますよう、併せてお願い申し上げます。

以上

<当社ホームページ> https://www.apptec.co.jp/ir/index.html

事 業 報 告

(2021年 1月 1日から) 2021年12月31日まで)

I 会社の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当事業年度(2021年1月1日から2021年12月31日まで)における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、個人消費や企業の設備投資が大きく落ち込みました。ワクチン接種の普及や緊急事態宣言等の解除により経済活動再開の兆しが見え始めましたが、新変異株「オミクロン株」の発生により、依然として不透明な状況が続いております。

このような経済環境の中、当社の主要なマーケットであります製造業の分野では、営業活動等の顧客接点を効率化するソリューションの導入が底堅く推移しており、さらに、DX[※1]への取り組みを加速させる新たな引き合いも動き始めております。建設業の分野では、建物の設計・施工を効率化するBIM[※2]を中心とした各種ソリューションの受注が好調に推移しました。また、公共事業の分野では、防災・減災対策やインフラ老朽化対策業務に加え、ゼネコンでのCIM[※3]活用案件や大型の条例アセスメント業務等の受注が順調に推移しております。

当事業年度のソリューションサービス事業は、BIMを起点とした建設DXが建設業や建材メーカーに加え、建物設備等の製造業にも波及し増収増益となりました。

エンジニアリングサービス事業は、CIM関連ソフトウエアの販売や導入支援の増加、まちづくりに係る計画策定業務や条例アセスメント業務の堅調な受注により増収増益となりました。

これらの結果、当事業年度の売上高は6,447,052千円(前期比34.3%増)、営業利益は908,172千円(前期比32.3%増)、経常利益はパートナー企業より、新分野への取り組みに対する奨励金を受けたことから1,022,858千円(前期比47.3%増)、当期純利益は711,040千円(前期比49.8%増)となりました。

以上のことから、現在のところ当社事業は全般的に堅調に推移しておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による経営環境の変化については引き続き注視が必要な状況にあります。

セグメント別の概況は次のとおりであります。

[ソリューションサービス事業]

ソリューションサービス事業につきましては、製造業および建設業向けに業務の効率化、事業拡大 を支援するサービスを自社ソリューション中心に展開しております。

製造業向け事業につきましては、営業支援ソリューション(製品名: EasyコンフィグレータおよびWebレイアウトプランナー)の導入が設備メーカーや建材メーカーを中心に底堅く推移しており、さらに、建設業界のBIM化推進の影響により設備メーカーを中心にBIM連携業務の引き合いも増加しております。また、CAD[※4]やPLM[※5]などの設計支援ソリューションにつきましても、DX推進の流れから引き合いは底堅く推移しております。

建設業向け事業につきましては、業務プロセスの生産性向上を目的とした建設DXの投資意欲は継続して高く、BIM関連業務を中心に引き合いは増加し、受注は大幅に伸長しました。また、GIS [※6] 関連業務やインフラ系企業からの引き合いも底堅く推移しております。

今後は、BooT. one [※7] をはじめとした toBIM [※8] ブランドのさらなる育成やサービスの拡充に加え、新たな領域である製造業向けの toDMG [※9] サービスの確立に注力し、一層の事業拡大をめざしてまいります。

業績面では、BIM関連業務をはじめとした好調な受注状況と着実な完工に加え、BIM関連ソフトウエアの販売案件やBOOT.Oneの契約増加ならびに過年度からの投資効果もあり、増収増益となりました。

これらの結果、当事業年度の売上高は4,354,745千円(前期比41.1%増)、セグメント利益は955.860千円(前期比22.6%増)となりました。

「エンジニアリングサービス事業]

エンジニアリングサービス事業につきましては、防災・減災解析関連業務、環境アセスメント・環境解析関連業務、建設情報・社会マネジメント関連業務を中心に展開しております。

防災・減災解析関連業務は、国土交通省の河川ハザードマップに関わるガイドラインの変更等の影響を受け、当初は発注時期が例年より遅れていたものの、当事業年度後半では、当該変更に伴う地方自治体管轄の中小河川を対象とした浸水想定業務の売上高が大幅に増加しております。

環境アセスメント・環境解析関連業務は、高層マンションや複合型商業施設計画等に伴う民間の都市開発支援業務が売上高を牽引し、また、受注に関しては再生可能エネルギー関連事業など環境アセスメント業務と併せて堅調に推移しております。

建設情報・社会マネジメント関連業務は、国土交通省が新型コロナウイルス感染症拡大の影響で業務のデジタル化を加速させる必要に迫られ、公共工事におけるBIM/CIM原則化の目標を当初計画から2年繰り上げて2023年度に改めたことから、CIM関連ソフトウエアの販売や導入支援業務の売上高が大幅に増加しました。また、公園施設長寿命化計画策定をはじめとした公共施設の維持管理支援業務、防災まちづくり計画等の社会マネジメント系業務の引き合いについても堅調に推移しております。

今後は、高度化・複雑化した解析関連業務に対応すべく情報処理技術、解析技術に磨きをかけるとともに、より多様化した社会からの要求に応える技術の確立に努めます。また、既存技術に加え、防災情報提供サービスを実現するための研究やファシリティマネジメント業務を通じて得た技術やノウハウをベースにスマートシティ等の新たなまちづくり事業への進出をめざしてまいります。

業績面では、前述のBIM/CIM原則化や建設・土木業界において建設ICTへの投資気運が高まっていることから、CIM関連の業務およびソフトウエア販売の売上高が増加したことに加え、前事業年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により停滞していた環境アセスメント、まちづくり等の社会マネジメント関連業務の稼働が改善されたため、増収増益となりました。

これらの結果、当事業年度の売上高は2,092,306千円(前期比22.1%増)、セグメント利益は540.130千円(前期比37.3%増)となりました。

※1:DX(デジタル・トランスフォーメーション)

企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を利用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。

※2:BIM(ビルディング・インフォメーション・モデリング)

コンピュータ上に作成した3次元の建物のデジタルモデルに、コストや仕上げ、管理情報などの属性データを追加した建築物のデータベースを、建築設計、施工から維持管理までのあらゆる工程で情報活用を行うためのモデルシステム。

※3:CIM(コンストラクション・インフォメーション・モデリング)

建設生産システムの基軸を従来の2次元モデルから3次元モデルへ拡張し、データをコンピュータ上に構築・共有しながら統合的に調査、計画、設計、解析、施工、維持管理にいたる一連のワークフローを効率化するシステム。

*4:CAD ($\exists \lambda \exists \forall \beta \in AD$)

コンピュータを利用して機械・電気製品等の設計を行うこと。コンピュータとの会話形式で設計を 行う。

 $%5:PLM(\mathcal{I} \cup \mathcal{I} \cup$

製造業において、製品開発期間の短縮、生産工程の効率化および顧客の求める製品の適時市場投入が行えるように、企画・開発から設計、製造・生産、出荷後のサポートやメンテナンス、生産・販売の打ち切りまで、製品にかかわるすべての過程を包括的に管理すること。

※6:GIS(ジオグラフィック・インフォメーション・システム)

地理情報システム。地理的なさまざまな情報に関連付け等の処理を行い、データ化された地図上に 視覚的に表示するシステム。災害時に発生場所、影響範囲、避難場所情報等を統合的に表示するもの やエリアマーケティング、出店計画等にも利用されている。

※7:BooT. one (ブート・ワン)

大成建設株式会社が社内で蓄積してきた「BIM規格」のノウハウを応用技術株式会社が引き継ぎ進化させ「toBIM」ブランドで提供するAutodeskRevitのアドインパッケージ。「BIM規格」はコマンドツール、テンプレート、ファミリ、活用ガイドライン、トレーニング教材の5つのカテゴリの総称で、「BooT.one」はこれらをパッケージ化した商品。Revitユーザの生産効率を大幅に向上させることが可能となる。

※8: toBIM (トゥー・ビム)

当社の親会社のトランス・コスモス株式会社と応用技術株式会社の頭文字「t」と「o」にBIMを配置したサービスのブランド名称。トランス・コスモス株式会社によるBPOサービスと当社によるシステム開発のそれぞれを効果的に提供し、顧客企業の生産性向上を推進するためのBIMトータルサービス全般を指す。

 $%9:toDMG(hp-\cdot fr-xA)$

当社の親会社のトランス・コスモス株式会社と応用技術株式会社の頭文字「t」と「o」にDMG (デジタルマニュファクチャリング)を配置したブランド名称。製造業の「設計」から「製造」までの各工程のデータをデジタル化することにより、組織全体の生産性向上をめざすサービス全般を指す。

2. 設備投資等の状況

当事業年度中に実施した設備投資の総額は41,298千円であり、主に情報化投資に伴うものであります。

- 3. 資金調達の状況 該当事項はありません。
- 4. 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況 該当事項はありません。
- 5. 他の会社の事業の譲受けの状況 該当事項はありません。
- 6. 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況 該当事項はありません。
- 7. 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況 該当事項はありません。
- 8. 対処すべき課題

現在、当社では、具体的に以下の項目が対処すべき課題であると考えております。

(1) 脱炭素社会に向けた技術サービスの構築・提供

カーボンニュートラルを事業起点として、移動の脱炭素化や非住宅・住宅の脱炭素化、グリーンで災害に強いまちづくり等、近未来に必要とされる技術を提供し、社会に貢献するとともに事業領域の拡大に取り組んでまいります。

(2) マーケット環境変化への対応

当社の主要顧客である製造業・建設業は「生産年齢人口の減少」や「業務の非接触(リモート)化」等の課題に直面しております。当社はこれらの課題に対して独自のソリューションサービスで問題を解決し、ビジネスモデルやプロセスの改善をめざします。また、IT投資が進展しない中堅中小企業には、クラウドでサブスクリプションサービスを提供するなど、常に顧客のニーズを掴みマーケット環境の変化を意識することを課題として、お客様の事業収益に貢献することに努めます。また、公共マーケットの分野では、防災・減災を中核とした人流シミュレーション等の技術習得を進め、リアルタイムな防災・減災に貢献するとともに、その技術をスーパーシティやスマートシティ等のまちづくりにも活かしてまいります。

(3) プロジェクト管理を主体としたマネジメントの効率化

当社のビジネスモデルの基盤は、自社ソリューションやノウハウをベースとした受託開発、受託解析であり、見積りから検収までの個別プロジェクト管理を徹底することが課題であり、収益力の向上を図ってまいります。

(4) ストックビジネスの拡大

国内外の景気動向に左右されない安定した企業経営を課題ととらえ、従前の受託開発・受託解析事業に加え、BooT.oneをはじめとしたサブスクリプションサービスやSaaSによる従量課金型事業の売上比率を高めてまいります。その実現に向けて、各種サービスやプラットフォームの拡充のための先行投資(戦略的支出)に取り組んでまいります。

(5) 人員体制の強化・拡充

事業推進において最も重要な課題は人材の確保・育成であると考えております。即戦力キャリアの採用、将来を見据えた新卒採用の強化、新規事業の推進・オフショア体制の確立に向けた多国籍人材の採用等、当社ビジネスの推進に必要な人材の確保と育成に注力してまいります。

また、風通しの良い企業風土を保ち、適正な人事評価を実施することで、自律性とチャレンジ精神に溢れた人材の育成に取り組んでまいります。

(6) 海外企業との技術提携

当社の市場優位性は技術力であり、その技術力を高めるため、国内だけではなく海外の優秀な企業とも広く連携してまいります。

(7) 新型コロナウイルス感染症拡大への対応

当社は、従業員や取引先等のステークホルダーの安全を最優先に考え、感染状況に応じた出張等の移動の自粛、在宅勤務の導入、休憩の分散取得や時差出勤の推奨、セミナーや社内外との会議のWeb化、マスクや消毒用アルコールの配付など可能な限り感染防止への取り組みを行っております。

在宅勤務につきましては、感染症対策だけでなく新しい働き方の一環として、時差出勤は仕事と家庭の両立に有効な手段の一つとしてともに定着しており、新型コロナウイルス感染症拡大前の生産性を維持しております。

今後も、安全を最優先に考え、可能な限りの感染防止対策を実施するとともに生産性の維持・向上に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともよろしくご指導ご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

9. 財産および損益の状況

								(+ 1\(\frac{1}{2}\) \(\frac{1}{2}\)
	X		分		第 36 期 2018年12月期	第 37 期 2019年12月期	第 38 期 2020年12月期	第 39 期 2021年12月期
売		上		高	3,366,042	4,316,517	4,800,324	6,447,052
経	常		利	益	335,175	657,803	694,632	1,022,858
当	期	純	利	益	225,820	471,269	474,607	711,040
1 株	当たり	当期	純利益	(円)	39.55	82.53	83.12	124.53
総		資		産	2,821,483	3,366,357	3,999,358	4,988,864
純		資		産	2,069,349	2,514,992	2,928,021	3,580,099

(単位・千四)

(注) 当社は、2022年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。1株 当たり当期純利益については、第36期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

10. 重要な親会社および子会社の状況

(1) 親会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社はトランス・コスモス株式会社であり、同社は当社の株式を1,719,100株 (議決権比率60.24%) 保有しております。

当社とトランス・コスモス株式会社との間には、技術支援およびシステム開発の取引関係があります。

② 親会社等との間の取引に関する事項

当社と親会社等のグループ企業が取引する際の方針は、一般会社との取引と同様、市場原理に基づき経済合理性を基準に公正な取引を行うことを基本方針としております。

また、当社では、親会社等のグループ企業と重要性の高い取引を行う場合には、取引内容および取引条件の妥当性を一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役も参加する取締役会で審議のうえ決定することとしており、親会社等のグループ企業との取引において、当社の経営の独立性を保つことにより非支配株主の保護を図ります。

以上の理由から、親会社等のグループ企業との取引に当たり、当社の利益を害さないと判断しております。

(2) 重要な子会社の状況 該当事項はありません。

(3) 事業年度末日における特定完全子会社の状況 該当事項はありません。

11. 主要な事業内容(2021年12月31日現在)

(1) ソリューションサービス

パッケージソフトウェアのカスタマイズおよびクラウドサービスの提供

- ① 製造業向けCRMシステム(営業支援、アフターサービス支援)
- ② 建築設計・施工支援システム (B I M)
- ③ 地理情報システム (G I S)
- ④ 各種自動設計システム
- ⑤ 電力系統運用システム
- (2) エンジニアリングサービス

環境・防災・社会マネジメント分野における数値解析および情報技術を活用したサービスの提供

- ① 環境調査・解析/シミュレーション (大気、風況、騒音、河川・湖沼・海域水質、潮流等)
- ② 防災土木解析 (浸水·氾濫、河床変動、堤防安定、浸透流、地盤·構造耐震、液状化対策等)
- ③ 環境アセスメント、大店立地法等対応コンサルタント
- ④ 建設 I C T 支援 (C I M導入コンサルタント、環境・防災 G I S 構築、インフラ維持管理システム開発等)
- ⑤ 社会マネジメント (FM導入コンサルタント、インフラアセット・ストックマネジメント等)
- ⑥ 環境改善事業コンサルタント (河川・湖沼水質改善等)
- 12. 事業所および営業所(2021年12月31日現在)

本 社 大阪市北区中崎西二丁目4番12号 梅田センタービル 東京オフィス 東京都文京区大塚一丁目5番21号 茗渓ビルディング

札幌オフィス 札幌市北区北七条西一丁目1番28号 アルファ札幌駅北口ビル

福岡オフィス 福岡市博多区綱場町一丁目1番 D-LIFEPLACE呉服町

13. 従業員の状況 (2021年12月31日現在)

従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
235名	18名(増)	42歳6ヶ月	11年6ヶ月

- (注) 従業員は就業人員であり、他社から当社への出向者(4名)を含み、臨時雇用者数(1名)は含んでおりません。
 - 14. 主要な借入先 該当事項はありません。
 - 15. 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針 当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つであると認識しており、企業体質の強化、 企業価値の継続的な拡大と安定配当を基本に据えながら、「成長に必要な戦略的支出」と「財務の安定 性」のバランスを考慮しつつ配当を実施し、長期的には配当性向30%をめざしてまいります。 当期の期末配当につきましては、必要な投資等を進めつつも当期の業績、財務状況などを総合的に

当期の期末配当につきましては、必要な投資等を進めつつも当期の業績、財務状況などを総合的に 勘案し、1 株当たり40円の配当を実施することといたしました。

株主の皆様におかれましては、ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

16. その他会社の現況に関する重要な事項 該当事項はありません。

Ⅱ 会社の株式に関する事項(2021年12月31日現在)

1. 発行可能株式総数

11,100,000 株

2. 発行済株式の総数

2,854,883 株 (自己株式3,517株を除く)

3. 株主数

1.180 名

4. 大株主 (上位10名)

	株 🗦	名		持株数(株)	持株比率(%)
トラン	ス・コク	マーモース 株	式 会 社	1,719,100	60.22
QUINTET P	RIVATE BAN	K (EUROPE) S.	A. 107704	160,900	5.64
NOMURA PB NO	MINEES LIMITE	ED OMNIBUS-MARC	GIN (CASHPB)	93,500	3.28
株式会社	日本カスト	、ディ 銀 行	(信 託 口)	56,400	1.98
応用	技術を	土 員 持	株 会	56,151	1.97
奥	\boxplus		孝	56,000	1.96
株式会社E	一本 カスト	ディ銀行(信	話口9)	46,000	1.61
大阪中 小	企 業 投	資 育 成 株	式 会 社	40,000	1.40
迫	\boxplus	治	樹	30,000	1.05
五	味		丈	27,500	0.96

(注) 持株比率は、当事業年度の末日における発行済株式(自己株式を除く) の総数に対する割合であります。

- 5. 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況 該当事項はありません。
- 6. その他株式に関する重要な事項

当社は、2021年10月27日開催の取締役会決議に基づき、2022年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。また、同日をもって当社定款に定める発行可能株式総数を変更しております。

これにより、発行可能株式総数は22,200,000株、発行済株式の総数は5,716,800株となっております。

Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。

Ⅳ 会社役員に関する事項

1. 取締役に関する事項(2021年12月31日現在)

会社	における地位		E	E	名		担当および重要な兼職の状況
代 表	取締役社身	長	船	橋	俊	郎	
代表耳	取締役副社	長	小八	谷	勝	彦	
取	締	受	小八	西	貴	裕	事業戦略本部本部長
取	締	安	岩	越	弘	行	ソリューション本部本部長
取	締	受	門	松	美	枝	トランス・コスモス株式会社 ビジネスプロセスアウト ソーシングサービス統括ビルディングインフラサービス 本部長常務執行役員
取	締	受	廣	野	琢	馬	トランス・コスモス株式会社 ビジネスプロセスアウト ソーシングサービス統括エンジニアリングソリューショ ンサービス本部長執行役員
取	締	受	諏 訪	原	敦	彦	トランス・コスモス株式会社 国内関係会社経営管理本 部長執行役員 株式会社Jストリーム 監査役
取締役	g (監査等委員	(1)	竹	中	宣	雄	ミサワホーム株式会社 取締役会長 横浜ゴム株式会社 社外取締役
取締役	と(監査等委員	(1)	中	尾	敏	明	
取締役	战(<u>監査等委員</u>	<u>a</u>)	恩			学	GTM税理士法人 代表社員 株式会社GTM総研 常務取締役 株式会社Jストリーム 社外監査役 株式会社デリバリーコンサルティング 社外監査役 株式会社GTMコンサルティング 代表取締役社長

- (注) 1. 取締役の竹中宣雄氏、中尾敏明氏および恩田学氏は、社外取締役であります。
 - 2. 当社は、東京証券取引所に対し、社外取締役竹中宣雄氏、中尾敏明氏および恩田学氏を独立役員として届け出ております。
 - 3. 2021年3月24日開催の第38期定時株主総会において、新たに岩越弘行氏は取締役に選任され、就任いたしました。
 - 4. 2021年3月24日開催の第38期定時株主総会終結の時をもって、取締役平田庫嗣氏は任期満了により退任いたしました。
 - 5. 取締役(監査等委員)の恩田学氏は、株式会社GTM総研の取締役としての経験等および税理士としての専門的知識から、会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 6. 当社は、監査等委員が重要会議への出席を通じて情報収集を行うほか、内部監査室が運営する監査等 委員会事務局を設置し、内部統制システムを通じた組織的監査を実施することにより監査の実効性を 確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、各取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第427条第1項の損害 賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円また は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、各取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、その保険料の全額を負担しております。

当該保険契約では、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。また、役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、公序良俗に反する行為を免責としております。

4. 当事業年度に係る取締役の報酬等

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針につき、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬諮問委員会で審議のうえ、取締役会で以下のとおり定めております。

a. 役員報酬に関する基本方針

当社は、指名・報酬諮問委員会において取締役(監査等委員である取締役を除く。以下同じ。)の報酬総額等に関する株主総会議案に関する事項や取締役の個人別の報酬等の内容に関する事項を審議することとしており、基本方針は下記のとおりであります。

- 1. 当社の持続的成長と中長期的な企業価値を向上させること
- 2. 優秀な人材を確保できる報酬水準であること
- 3. 透明な役員報酬決定のプロセスであること

b. 役員報酬の決定プロセス及び決定権者

代表取締役は業務執行取締役を統括する立場であることから、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部を、代表取締役社長船橋俊郎が取締役会から委任を受けますが、委任された権限が適切に行使されるように、決定にあたっては独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬諮問委員会での審議結果を尊重し、取締役会に報告します。

c. 取締役の報酬等に関する株主総会決議

取締役の報酬等の額については、2016年3月29日開催の第33期定時株主総会の決議において、年額2億円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。)と定めております。なお、決議時点の取締役は8名であります。

d. 固定報酬

各取締役の役職ごとに当社の事業規模、職責、同業他社の水準、従業員の給与水準等を総合的に 勘案し算定した固定報酬額を指名・報酬諮問委員会が審議したうえで、代表取締役社長が決定いた します。

当事業年度における取締役の報酬等の額は、代表取締役社長が上記のとおり各取締役の支給額を 決定しており、指名・報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を 行っているため、取締役会もその答申を尊重し、決定方針に沿うものと判断しております。

e. 業績連動報酬等

営業利益の絶対額と1株当たり当期純利益を重要な経営指標としていることから、取締役の業績連動報酬等に係る業績指標は、営業利益と1株当たり当期純利益としております。これらの指標に将来の事業基盤強化の進捗状況を加減し、目標の達成度合いに応じた支給総額を算定しております。また、各取締役への配分はその目標の達成度合いに応じた額を算定し、指名・報酬諮問委員会が審議したうえで、代表取締役社長が決定いたします。

なお、当事業年度におきましては、営業利益が業績目標である当初の通期予想700,000千円~750,000千円を上回る908,172千円、1株当たり当期純利益が124.53円(株式分割後の株式数で算定。)であったため、4名の取締役(監査等委員を除く。)に対し、総額6,000千円の賞与支給を決定しております。当該報酬の総額および各取締役への配分は、代表取締役社長が目標の達成度合いに応じた額を決定しており、指名・報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会もその答申を尊重し、決定方針に沿うものと判断しております。

f. 業績連動報酬と非業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針 取締役の報酬等は各々の役職に応じた固定報酬ならびに業績連動報酬等で構成し、これらの割合 は株主の中期的利益との連動を意識して決定いたします。

g. 交付の時期

固定報酬は毎月、業績連動報酬等は事業年度終了後に金銭で交付します。

h. 監査等委員の報酬について

監査等委員である取締役の報酬等の額については、固定の基本報酬のみで構成されており、監査 等委員である取締役の協議により決定しております。

なお、2016年3月29日開催の第33期定時株主総会の決議において、監査等委員である取締役の報酬等の額は、年額6千万円以内と定めており、決議時点の監査等委員である取締役は3名であります。

(2) 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額および員数

役員区分	報酬等の総額	亲M录	い 種類別の総額	(千円)	対象となる 役員の員数
1文員区力	(千円)	固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	(名)
取締役(監査等委員を 除く)	50,625	44,625	6,000	_	4
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	12,000 (12,000)	12,000 (12,000)	_	_	3 (3)
合計 (うち社外取締役)	62,625 (12,000)	56,625 (12,000)	6,000 (—)	_	7 (3)

- (注) 1. 上記には、無報酬の取締役を含めておりません。
 - 2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務役員の使用人部分給与は含まれておりません。
 - 3. 上記のほか、社外取締役が当社親会社の子会社から受けた役員としての報酬等の総額は3,600千円であります。

5. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職の状況並びに当該兼職先との関係

区分	氏 名	重要な兼職先	社外取締役の兼職先と当社 との間における特別な関係
取締役 (監査等委員)	竹中宣雄	ミサワホーム株式会社 取締役会長 横浜ゴム株式会社 社外取締役	該当ありません。
取締役 (監査等委員)	中尾敏明	兼職はありません。	_
取締役 (監査等委員)	恩 田 学	GTM税理士法人 代表社員 株式会社GTM総研 常務取締役 株式会社Jストリーム 社外監査役 株式会社デリバリーコンサルティング 社外監査役 株式会社GTMコンサルティング 代表取締役社長	株式会社 Jストリームは当社 の特定関係事業者 (親会社の 子会社) であります。

(2) 主な活動状況

区分	氏 名	出席状況、発言状況および期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員)	竹中宣雄	当事業年度開催の取締役会16回の全て、監査等委員会6回の全てに出席しております。また、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員)	中尾敏明	当事業年度開催の取締役会16回の全て、監査等委員会6回の全てに出席しております。また、長年生命保険業界に携わってきたことによる豊富な経験と幅広い見識を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員)	恩 田 学	当事業年度開催の取締役会16回の全て、監査等委員会6回の全てに出席しております。また、税理士としての専門的知識の観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

V 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称 PwCあらた有限責任監査法人

- 2. 会計監査人の報酬等の額
 - (1) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

18,900千円

(2) 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

18.900千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査 の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記(1)には、これらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役や社内関係部署および会計監査人から必要な資料の入手、報告の聴取を通じ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などを検証した結果、適切であると判断したため、会計監査人の報酬等について同意しております。
- 3. 非監査業務の内容 該当事項はありません。
- 4. 責任限定契約に関する事項 該当事項はありません。
- 5. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要性があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、監査等委員会が当該会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

VI 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

1. 取締役会における決議の内容の概要

当社は、取締役会において、会社法第399条の13第1項第1号口およびハに基づく当社の「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」等に関して、次のとおり決議しております。

- (1) 取締役及び従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① コンプライアンス基本方針およびコンプライアンスマニュアル(行動規範)を定め、役員および従業員の行動や判断、評価についての基準となるべき原則を示し、全役員および全従業員に周知徹底しています。
 - ② コンプライアンス規程に基づき、管理部がコンプライアンスに関する事項を一元管理し、コンプライアンス体制の構築と推進および管理を実践しています。
 - ③ 法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、「内部通報窓口」を社内および社外に設置し、未然防止に努めています。また、情報提供者に対しては「内部通報制度規程」に基づき不利益な扱いを行わない等の保護をしています。
 - ④ 監査等委員会と内部監査室が連携し、コンプライアンスの遵守状況を含めた内部監査を年間計画に基づいて計画的に実施しています。
 - ⑤ 会社の重要な業務執行に関する事項は、月1回の定例取締役会および臨時取締役会で決定しています。また、取締役会は、取締役の業務執行状況を監督しています。
 - ⑥ 監査等委員は、取締役会で必要に応じ意見を述べ、また、監査等委員である取締役以外の取締役の職務執行状況に対し必要に応じて改善を助言しています。
 - ⑦ 反社会勢力とは一切の関係をもたず、介入等に対しては組織全体として断固とした姿勢で対応していきます。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 代表取締役社長は、取締役の職務執行に係る情報の保存および管理につき全社的に統括する責任者に担当取締役を任命しています。
 - ② 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理は、文書管理規程により文書または電磁的媒体に記録し保存・管理しています。
 - ③ 取締役は、常時、これらの文書等を閲覧することができます。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

想定されるリスク(多額の損失、不正や誤謬の発生)を未然に防止、若しくは最小限にとどめることを念頭においたリスクマネジメントの観点から、取締役会規程、稟議規程、職務権限規程、業務管理規程等を制定しております。

また、取締役が善管注意義務を果たしていることを客観的に証明するために、取締役および従業員の職務執行の効率性確保を阻害することなく、リスク管理の各プロセスにおける業務の文書化等の整備を進めていきます。

(4) 財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の有効性を評価、報告する体制を整備し運用します。

- (5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役が効率的に職務を執行するために、職務分掌および職務権限に関する規程に基づき職務権限と担当業務を明確にしています。
 - ② 毎月開催される取締役会で、業績・業務執行のレビューを行い経営目標の達成状況および課題等を把握することで、効率的な業務遂行を図っています。
 - ③ 経営目標に関する重要な意思決定、重大な影響を及ぼす事項は、意思決定の迅速化・効率化を図るため、執行会議にて十分協議・検討したうえで取締役会に付議を行います。
- (6) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制 当社は、トランス・コスモス株式会社の子会社であり、その企業集団の一員として企業グループ 全体として、業務の適正を確保することが重要であるとの基本認識をコンプライアンスの基礎とし ております。

親会社においては「子会社に対する不当な取引の要求等を防止するための体制」が構築されており、当社としては特段の体制を必要としておりませんが、当社の取締役会規程、稟議規程、職務権限規程、業務管理規程等の適正な運用を通じ、親会社との不当な取引は必然的に排除される仕組みを構築しております。

- (7) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び従業員に関する事項、当該取締役及び従業員の他の 監査等委員である取締役以外の取締役からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該取締 役及び従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ① 監査等委員会がその職務を補助する取締役または従業員を置くことを求めた場合、代表取締役は、その人数、要件、期間および理由を勘案し、速やかに適任者を選任します。
 - ② 監査等委員会の補助者は、監査等委員会の指揮・監督のもと監査等委員会の監査業務をサポートします。
 - ③ 監査等委員会の補助者を置いた場合には、監査等委員である取締役以外の取締役からの独立性を確保するため、当該監査等委員会の補助者の人事評価、人事異動および懲戒に関しては、監査等委員会の事前の同意を得ます。
- (8) 監査等委員である取締役以外の取締役及び従業員が監査等委員会に報告するための体制
 - ① 監査等委員である取締役以外の取締役および従業員は監査等委員会の要請に応じて、会社の事業状況および内部統制システムの整備・運用状況の報告を行います。

- ② 内部監査室が行った監査結果や「内部通報窓口」の通報・相談状況について監査等委員会に報告を行います。
- ③ 監査等委員である取締役以外の取締役および従業員は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、重大なコンプライアンス違反および不正行為の事実を知ったときには、速やかに監査等委員会に報告を行います。
- (9) 監査等委員会へ報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制 当社は、監査等委員会に前項の報告を行った者に対して、当該報告を理由として不利な取扱いを 行うことを禁止しております。
- (10) 監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務執行について、当社に対し、費用の前払い等の請求をしたときは、 当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、 速やかに当該費用または債務を処理します。

- (11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ① 監査等委員である取締役以外の取締役および執行役員で構成される執行会議メンバーとの定期的な会合を持ち、意見交換および意思の疎通を図ります。
 - ② 会計監査人と定例ミーティングを実施し、情報交換を行っています。
 - ③ 内部監査室と連携を図り、適切な意思疎通および効果的な監査業務の遂行を図ります。
- 2. 業務の適正を確保するための体制の当事業年度における運用状況の概要
 - (1) 監査等委員は、取締役として取締役会の決議に加わるとともに、稟議書等の業務執行に係る重要な文書を閲覧いたしました。
 - (2) 当期において、監査等委員会を6回開催し、監査方針および監査計画の決定、取締役の業務執行の監査、法令・定款等の遵守状況の監査等を行いました。
 - (3) 監査等委員は、重要会議への出席を通じて情報収集を行うほか、内部監査室が運営する監査等委員会事務局を設置し、内部統制システムを通じた組織的監査を実施いたしました。
 - (4) コンプライアンス推進会議を4回開催し、法令等の遵守状況について確認いたしました。また、同会議にて潜在的なリスクを洗い出し、社内で共有いたしました。
 - (5) 内部監査室は、内部監査実施計画に基づき、財務報告に係る内部統制の評価および業務監査を実施いたしました。
 - (6) 法令等の遵守を徹底するため、コンプライアンス基本方針およびコンプライアンスマニュアル (行動規範)を定め、毎年、コンプライアンス研修をすべての従業員に対して実施しています。
- ◎ 本事業報告中の記載数値は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位:千円)

		資		産	の	部				負	負債	及び	純資	産の部	<u>+ 12 · 11 1/</u>
	科		E	∃		金	額		科					金	額
流	動	資	産			_	4,538,224	流	動	負	債			_	1,352,662
現	金	及	Ω_{i}	預	金		486,150	買			掛		金		420,692
受		取	手	=	形		607	未			払		金		73,958
電	子	===	録	債	権		35,022	未		払		費	用		80,071
売	_	 			金		970,177	未	払	法		、税	等		304,582
商		,-	-1		品		9,266	前			受		金		232,580
		+-	+1					預			1)		金		70,842
仕		扫			- H		777,257	未	払	消			等		120,412
貯		訄			品		3,892	賞	<u> </u>		引	当	金		34,583
預		(-	ナ		金		2,200,000	受	注	損		引当			5,940
前		払	費	Ì	用		45,894	そ			0		他		8,996
そ		0	D		他		9,953	固	定	負	債			_	56,102
固	定	資	産				450,640	資	産	除					56,102
有于	形固	定貨	育産			(112,567)	負		債			計		1,408,764
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	. –	,			物	`	59,113	株	主	<u>資</u>	本			-	3,580,558
器		具	備	<u> </u>	品		53,453	資		本		È			600,000
				1	00	,		資	-		余金		^ ^		391,755
無	形固	定貨				(45,102)	そ		他資	-	剰 🤅	金金		391,755
ソ	フ	\	ウ	エ	ア		43,195	利			余 🕏		^		2,593,043
電	語	i t	0	入	権		1,907	利	益		準 **	備	金~~		15,703
投資	ほその	他の	資産			(292,970)	そ		他禾	_		金金		2,577,340
投	資	有	価	証	券		22,000		繰 型 一		益 · _	剰 ∄	金		2,577,340
長	期	前	払	費	用		3,460	自転体	己	株質美					△4,241
繰	延	税	金	資	産		159,568		• 換				っ かっ	-	<u>△458</u>
差	入		业 呆	証	金		107,941					平価差			△458
		· []]	* 合	計			4,988,864	紅				合	計 		3,580,099 4,988,864
						\+	4,900,004 こしております		リ貝の	ζ U 1	門貝	庄 口 i	51		4,300,004

[◎] 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年 1月 1日から) 2021年12月31日まで)

(単位:千円)

	₹	斗					金	額
売		上		高				6,447,052
売	上	:	原	価				4,664,816
売	上	総	利	益				1,782,236
販 売	費及	び -	- 般 管	理 費				874,064
営		業		利		益		908,172
営	業	外	収	益				
受	取	利	息及	Ω_{i}	配当	金	10,097	
受		取	奨		励	金	104,190	
そ	の	他	営	業分	ト 収	益	633	114,921
営	業	外	費	用				
為		替		差		損	235	235
経		常		利		益		1,022,858
特	別.	I	損	失				
固	定	資	産	除	却	損	36	36
税	引	前	当	期 純	利	益		1,022,821
法	人 税	、住	民 税	及び	事 業	税		393,567
法	人	税	等	調	整	額		△81,786
当		期	純	利	J	益		711,040

[◎] 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年 1月 1日から) 2021年12月31日まで)

(単位:千円)

	株主資本							
		資本剰余金		利益剰余金				
		そ の 他 資本剰余金	利益準備金	そ の 他 利益剰余金	利益剰余金			
			小缸牛佣立	繰越利益 剰余金	合 計			
当期首残高	600,000	391,755	9,993	1,929,111	1,939,104			
当期変動額								
剰 余 金 の 配 当				△57,101	△57,101			
利益準備金の積立			5,710	△5,710	_			
当 期 純 利 益				711,040	711,040			
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	_	_	5,710	648,229	653,939			
当期末残高	600,000	391,755	15,703	2,577,340	2,593,043			

	株主	資本	評価・換算 差 額 等	純資産合計	
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評 価 差 額 金	代 貝 圧 口 司	
当期首残高	△3,547	2,927,312	709	2,928,021	
当期変動額					
剰 余 金 の 配 当		△57,101		△57,101	
利益準備金の積立		_		_	
当 期 純 利 益		711,040		711,040	
自己株式の取得	△693	△693		△693	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△1,167	△1,167	
当期変動額合計	△693	653,245	△1,167	652,077	
当期末残高	△4,241	3,580,558	△458	3,580,099	

[◎] 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

- ◎ 重要な会計方針に係る事項に関する注記
- 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの………決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動

平均法に基づき算定)

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び仕掛品……個別法に基づく原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

貯蔵品………総平均法に基づく原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……定率法

(リース資産を除く) ただし、2016年4月1日以降に取得する建物附属設備及び構築 物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10~18年 器具備品 3~15年

無形固定資産……市場販売目的のソフトウェア

(リース資産を除く) 見込有効期間(3年)における見込販売数量に基づく償却額と販

売可能な残存有効期間 (3年以内) に基づく均等配分額を比較し、

いずれか大きい金額を計上しております。

白社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法

リース資産…………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法 によっております。

4. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理して おります。

5. 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金………………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒 実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収

可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞 与 引 当 金············従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。

受注損失引当金······受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末において、将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることができるものについて、翌事業年度以降の損失見込額を受

注損失引当金として計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る…当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる 収益及び費用の計上基準 受注契約については工事進行基準 (進捗率の見積りは原価比例 法)を、その他の受注契約については工事完成基準 (検収基準)

を適用しております。

7. 消費税等の会計処理方法………消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

◎ 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用し、個別注記表に「会計上の見積りに関する注記」を記載しております。

- ◎ 会計上の見積りに関する注記
- 1. 重要な会計上の見積りを示す項目 受注損失引当金
- 2. 当事業年度の計算書類に計上した金額 5.940千円
- 3. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末において、将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることができるものについて、翌事業年度以降の損失見込額を受注損失引当金として計上しております。

受注損失引当金は、各受注契約に係る見積総原価が契約金額を超過する場合に計上しておりますが、 当該見積総原価は、主として、契約内容や要求仕様、案件の規模等の情報に基づいた見積工数を基礎と して計算しているため、主要な仮定として見積工数を用いております。 進捗管理および品質管理を徹底するとともに、プロジェクト管理の強化にむけた社内管理体制の構築にも取り組んでおりますが、システム開発や解析計算は大型化、高度化、複雑化する傾向にあり、また当社が受注する業務は未経験の技術要素が含まれることもあるため、予期しない事象の発生などにより見積総原価が変動した場合には、翌事業年度の計算書類において売上原価および受注損失引当金に重要な影響を与える可能性があります。

◎ 追加情報

(新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う会計上の見積りについて)

新型コロナウイルス感染症の拡大が当社の事業に与える影響は、現時点において限定的であるため、固定資産の減損、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りに重要な影響を与えるものではないと仮定して会計処理を行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大は、収束時期等を正確に予測することは困難であり、今後、 新型コロナウイルス感染症が当社の従業員やパートナー企業にまん延した場合には、将来の当社事業に 重要な影響を及ぼす可能性があります。

◎ 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 213,191千円

2. 関係会社に対する金銭債権または金銭債務

短期金銭債権 4,448千円 短期金銭債務 48,066千円

◎ 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引による取引高の総額

売上高 78,454千円 売上原価 238,629千円 販売費及び一般管理費 40,662千円

- ◎ 株主資本等変動計算書に関する注記
- 1. 当事業年度の末日における発行済株式の総数

普通株式

2.858.400株

- (注) 当社は、2022年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っておりますが、 上記は当該株式分割前の株式数で記載しております。
- 2. 当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式

3,517株

- (注) 当社は、2022年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っておりますが、 上記は当該株式分割前の株式数で記載しております。
- 3. 剰余金の配当に関する事項
- (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金総額	1 株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2021年 2月5日 取締役会	普通株式	利益剰余金	57,101千円	20円00銭	2020年 12月31日	2021年 3月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金総額	1 株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2022年 2月7日 取締役会	普通株式	利益剰余金	114,195千円	40円00銭	2021年 12月31日	2022年 3月28日

(注) 当社は、2022年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っておりますが、 上記の1株当たり配当額については、基準日が2021年12月31日であるため、当該株式分割前の額で記載しております。

◎ 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	10,575千円
未払事業税	17,660千円
仕掛品	793千円
ソフトウェア	121,964千円
受注損失引当金	1,816千円
資産除去債務	17,156千円
税務上の売上高認識額	10,213千円
その他	7,320千円
繰延税金資産小計	187,499千円
評価性引当額	17,156千円
繰延税金資産合計	170,343千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	10,775千円
繰延税金負債合計	10,775千円

◎ 関連当事者との取引に関する注記 兄弟会社等

繰延税金資産の純額

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の	ティーシーアイ・ビジネ	_	余資運用	資金の預け入れ 資金の払い戻し	1,300,000 700,000	預け金	2,200,000
子会社	株式会社		他	利息の受取 (注1)	9,549	_	_

159,568千円

- (注) 1. 資金の預け入れについては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
 - 2. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

◎ 金融商品に関する注記

- 1. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については、短期的な預金等に限定しており、余剰資金は安全性の高い金融資産で運用しております。

なお、デリバティブ取引は、行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び電子記録債権並びに売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。 当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況の悪化等に よる回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券である株式は、主に業務に関連する企業の株式であります。これらは市場価格の変動 リスク、投資先の信用リスクに晒されておりますが、定期的に時価や投資先企業の財務諸表等を把握 し、適正に評価の見直しを行うとともに、投資価値の回収に努めております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

					貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現	金刀	及 び	預	金	486,150	486,150	
(2) 受	取		F	形	607	607	
(3) 電	子言	記録	債	権	35,022	35,022	
(4) 売		掛		金	970,177	970,177	
(5) 預		け		金	2,200,000	2,200,000	
(6) 投	資	有 価	証	券	21,800	21,800	
		資	産	計	3,713,759	3,713,759	
(1) 買		掛		金	420,692	420,692	
		負	債	計	420,692	420,692	_

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

<u>資</u>産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 電子記録債権、(4) 売掛金、(5) 預け金 これらは、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該 帳簿価額によっております。 (6) 投資有価証券 時価については、取引所の価格によっております。

負債

(1) 買掛金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額に よっております。

- (注2) 非上場株式(貸借対照表計上額200千円)を投資有価証券として保有しておりますが、これらは市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることが極めて困難と認められるため、金融商品の時価等に関する事項には含めておりません。
- ◎ 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額

627円01銭

2. 1株当たり当期純利益

124円53銭

- (注) 当社は、2022年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額および1株当たり当期純利益を算定しております。
- ◎ 重要な後発事象に関する注記

(株式分割および定款の一部変更)

当社は、2021年10月27日開催の取締役会決議に基づき、2022年1月1日(土曜日)をもって、株式分割および定款の一部変更を行っております。

- I. 株式の分割について
- 1. 株式分割の目的

当社株式の投資単位あたりの金額を引き下げ、投資家の皆様がより投資しやすい環境を整えるとともに、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大および株主数のさらなる増加を図ることを目的としております。

- 2. 株式分割の概要
 - (1) 分割の方法

2021年12月31日 (金曜日) (ただし、同日は株主名簿管理人の休業日につき、実質上は2021年12月30日 (木曜日)) を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を、1株につき2株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

1	株式分割前の発行済株式総数	2,858,400株
2	今回の分割により増加する株式数	2,858,400株
3	株式分割後の発行済株式総数	5,716,800株
4	株式分割後の発行可能株式総数	22,200,000株

3. 日程

(1)	基	準 [3 公	: 告	В	2021年12月13日(月曜日)
(2)	基		準		\Box	2021年12月31日(金曜日) (実質的には2021年12月30日(木曜日))
(3)	効	力	発	生	В	2022年 1月 1日 (土曜日)

4. 1株当たり情報に及ぼす影響

株式分割による影響については、「1株当たり情報に関する注記」に記載しております。

Ⅱ. 定款の一部変更について

1. 変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184 条第2項の規定に基づき、2022年1月1日(土曜日)をもって、当社定款の一部を変更しております。

2. 変更の内容

発行可能株式総数を株式分割の割合に応じて増加させるため、定款第6条(発行可能株式総数)を変更しております。

(下線は変更部分を示します。)

変更前	変更後
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 当会社の発行可能株式総数は、	第6条 当会社の発行可能株式総数は、
<u>11,100,000</u> 株とする。	<u>22,200,000</u> 株とする。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

応用技術株式会社 取締役会 御中 2022年2月17日

PWCあらた有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田 邊 晴 康業務執行社員 公認会計士 内 薗 仁 美 務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、応用技術株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査 法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのそ の他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手 したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積り の合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が 認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告 書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記 事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人 の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継 続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について 報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年1月1日から同年12月31日までの第39期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議 に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求 め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月18日

応用技術株式会社 監査等委員会

監査等委員 中尾 敏明 ⑩ 監査等委員 竹中宣雄 ⑩ 監査等委員 恩田 学 ⑩

(注) 監査等委員は全員、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

- 1. 提案の理由
- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規 定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度に備えるため、所要の 変更を行うものであります。
- (2) その他、上記の変更に伴う条数の変更を行うものであります。
- 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

		<u> </u>
	現行定款	変更案
	第1章 総則	第1章 総則
第1条~第12条	(条文省略)	第1条〜第12条 (現行どおり)
	(新設)	(株主総会参考書類等の電子提供措置) 第13条 当会社は、株主総会の招集に際し、株 主総会参考書類等の内容である情報に ついて、電子提供措置をとるものとす る。 2 当会社は、電子提供措置事項のうち法 務省令で定めるものの全部または一部 について、書面の交付を請求した株主 に対して交付する書面に記載すること を要しないものとする。
第13条~第29条	(条文省略)	<u>第14条</u> ~ <u>第30条</u> (現行どおり)
(附則)	(条文省略) (新設)	(附則) 1 (現行どおり) 2 (1) 変更後定款第13条の規定の新設は、 会社法の一部を改正する法律(令和元
		年法律第70号)附則第 1 条ただし書きに定める施行日(以下、「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。 (2) 本条は、前項で定める施行日をもってこれを削除する。

第2号議案 監査等委員である取締役以外の取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員である取締役以外の取締役7名(全員)が任期満了となりますので、監査等委員である取締役以外の取締役7名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案については、監査等委員会から全ての取締役候補者について適任である旨の意見を得ています。

候補者は次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
1	がはしたしてある 船 橋 俊 郎 (1959年11月17日生)	1985年9月 当社入社 2004年2月 S I 事業部長 2004年11月 産業システム事業部長 2006年1月 執行役員産業システム事業部長 2008年1月 執行役員産業事業部長 2010年3月 取締役就任 2010年7月 常務取締役事業企画担当 2015年3月 専務取締役事業企画担当 2016年1月 代表取締役社長(現任)	株 4,600 (16,327)
	を発揮してまいりました		当社の取締役

候補者番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
2	で 小谷勝彦 (1962年10月26日生)	1985年6月 トランス・コスモス株式会社入社 2000年4月 同社エンジニアリングソリューション事業本部副本部長 2008年4月 同社エンジニアリングソリューションサービス本部本部長 2010年4月 同社サービス統括事業推進本部ビジネスプロセスアウトソーシング推進統括部西日本推進部部長 2013年4月 同社ビジネスプロセスアウトソーシングサービス総括事業推進本部サービスコーディネート統括部バックオフィスソリューション推進二部部長 2014年3月 当社取締役 2014年4月 トランス・コスモス株式会社ビジネスプロセスアウトソーシングサービス統括事業推進本部リービス統括事業推進本部財ービスコーディネート統括部ビルディングインフラサービス推進部部長 2016年1月 当社代表取締役副社長(現任)	— (426)
	プを発揮してまいりまし	ー・ 副社長に就任し、当社の業績拡大・企業価値向上をめざし、強いた。IT業界の豊富な経験と卓越した知見を活かすことにより、 執行の決定および執行部門に対する強い監督機能が期待できる。	リ、当社の取締

候補者番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
3	で にし たか ぴさ 小 西 貴 裕 (1976年3月3日生)	2002年4月当社入社2011年1月ソリューション本部ソリューションサービス部部長2016年1月ソリューション本部事業企画室室長兼開発一部部長2017年1月ソリューション本部執行役員副本部長2019年1月事業戦略本部執行役員本部長2020年3月取締役就任(現任)事業戦略本部本部長(現任)	株 3,600 (762)

【取締役候補者とした理由】

IT分野全般において豊富な経験と深い知識を有しており、当社の事業成長に向けて取締役会における重要な業務執行の決定および担当事業の推進を適切に行うことができると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
		1988年10月 当社入社	株
		2005年2月 ソリューション事業本部産業システム第1事業部副事業部長	
		2007年 1 月 産業システム事業部副事業部長	
		2010年 3 月 産業事業部長	
	岩越弘行	2011年 1 月 ソリューション本部本部長	
	(1957年6月6日生)	2012年 3 月 取締役就任	4,400
		2015年 3 月 取締役退任	
4		常務執行役員	
		2020年 1 月 専務執行役員	
		2021年 3 月 取締役就任 (現任)	
		2022年 1 月 ソリューション事業統括統括部長(現任)	
			•

【取締役候補者とした理由】

システム開発分野において豊富な経験と深い知識を有しており、当社のシステム開発事業を牽引してまいりました。引き続き、システム開発の責任者として取締役会における重要な業務執行の決定および担当事業の推進を適切に行うことができると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数	
5	がど まつ よし え 門 松 美 枝 (1959年12月10日生)	1985年 6 月 トランス・コスモス株式会社入社 1995年 5 月 同社西日本統括本部コールマネージメント事業部長 1996年 6 月 同社取締役人事本部副本部長 2000年 4 月 ベストキャリア株式会社代表取締役 2006年 1 月 トランス・コスモス株式会社エンジニアリングソリューションサービス本部採用研修部 2015年 4 月 同社ビジネスプロセスアウトソーシングサービス統括ビルディングインフラサービス本部長 2016年 3 月 当社取締役 2018年 3 月 当社取締役 2018年 6 月 トランス・コスモス株式会社ビジネスプロセスアウトソーシングサービス統括ビルディングインフラサービス本部長理事 2020年 3 月 当社取締役(現任) 2020年 6 月 トランス・コスモス株式会社ビジネスプロセスアウトソーシングサービス統括ビルディングインフラサービス本部長執行役員 2021年 6 月 同社ビジネスプロセスアウトソーシングサービス統括ビルディングインフラサービス本部長常務執行役員(現任)	· (392)	
	【取締役候補者とした理由】 トランス・コスモス株式会社のビジネスプロセスのアウトソーシング部門における要職に就いており、グループ経営戦略の観点から助言・提言が期待され、また、業界に関する知見が豊富であることから、取締役候補者に指名いたしました。			

候補者番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
6	でる。の たく ま 廣 野 琢 馬 (1975年3月1日生)	2000年 4 月 イビデン株式会社入社 2001年12月 トランス・コスモス株式会社入社 2006年 2 月 同社エンジニアリングソリューション事業本部中部サービス課マネージャー 2009年 4 月 同社ビジネスプロセスアウトソーシングサービス統括エンジニアリングソリューションサービス統括エンジニアリングソリューションサービス統括エンジニアリングソリューションサービス統括部長 2010年 4 月 同社ビジネスプロセスアウトソーシングサービス統括部長 2014年 4 月 同社ビジネスプロセスアウトソーシングサービス統括エンジニアリングソリューションサービス本部長 2016年 3 月 当社取締役 2017年 4 月 トランス・コスモス株式会社ビジネスプロセスアウトソーシングサービス本部長理事 2018年 3 月 当社取締役退任 2019年 4 月 トランス・コスモス株式会社ビジネスプロセスアウトソーシングサービス本部長理事 2018年 3 月 当社取締役退任 2019年 4 月 トランス・コスモス株式会社ビジネスプロセスアウトソーシングサービス統括エンジニアリングソリューションサービス本部長執行役員(現任)	*************************************
l	-	2020年 3 月 当社取締役(現任)	
		由】 式会社のビジネスプロセスのアウトソーシング部門における要 観点から助言・提言が期待され、また、業界に関する知見が豊	

から、取締役候補者に指名いたしました。

候補者番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数		
7	まればら まつ ひこ 諏訪原 敦 彦 (1964年12月9日生)	1988年 4 月 大栄教育システム株式会社入社 1992年 9 月 K P M G ピート・マーウィック (現 K P M G	*************************************		
	【取締役候補者とした理由】 トランス・コスモス株式会社の経営管理の要職に就いており、上場会社の経理財務面をはじめた経営管理に関する知見が豊富であることから、コーポレート・ガバナンスの充実の観点から財 提言が期待され、取締役候補者に指名いたしました。				

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. トランス・コスモス株式会社は、当社の親会社であります。
 - 3. 門松美枝氏は、トランス・コスモス株式会社にてビジネスプロセスアウトソーシングサービス統括ビルディングインフラサービス本部長常務執行役員として、廣野琢馬氏は、ビジネスプロセスアウトソーシングサービス統括エンジニアリングソリューションサービス本部長執行役員として、諏訪原敦彦氏は、国内関係会社経営管理本部長執行役員として、業務を執行しております。また、過去10年間の同社における地位および担当は略歴のとおりであります。
 - 4. 当社は、門松美枝氏、廣野琢馬氏および諏訪原敦彦氏と会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。3氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金100万円または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。
 - 5. 各候補者が所有する当社株式数の () 内の数値は、役員持株会における持分であり、外数となっております。(1株未満切捨表示)

- 6. 当社は、2022年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っており、各候補者が所有する当社株式数は、当該株式分割後の株式数で記載しております。
- 7. 当社は、各候補者を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。各候補者が再任された場合には、各氏は当該契約の被保険者となります。

当該契約では、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。また、役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、公序良俗に反する行為を免責としております。 なお、当該保険契約の保険料の全額を当社が負担しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員である取締役3名(全員)が任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案については、監査等委員会の同意を得ております。

候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数	
1	たけ、なか のぶ ま 竹 中 宣 雄 (1948年7月16日生)	1972年 4 月 旧ミサワホーム株式会社入社 1995年 6 月 同社取締役 2004年 6 月 ミサワホーム株式会社執行役員 2007年 6 月 同社取締役専務執行役員 2008年 6 月 同社代表取締役社長執行役員 2016年 3 月 横浜ゴム株式会社社外取締役(現任) 2017年 6 月 ミサワホーム株式会社取締役会長(現任) 2018年 3 月 当社取締役(監査等委員)(現任)	株 — (2,988)	
	【監査等委員である取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 竹中宣雄氏は、長年企業経営に携わってきたことで経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営全般に資するところが大きいと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、当該経験および見識から、当社の経営および業務執行について客観的な立場での監督が期待されるものであります。			
候補者番 号	氏 名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数	
2	なか お とし あき 中 尾 敏 明 (1948年4月30日生)	1972年 4 月 住友生命保険相互会社入社 1994年 4 月 同社東京北営業本部法人職域部長 2001年 3 月 同社総合法人第一本部第 4 営業部長 2006年 4 月 スミセイ損害保険株式会社執行役員大阪営業 部長 2013年 3 月 当社取締役 2016年 3 月 取締役(監査等委員)(現任)	株 —	
	【監査等委員である取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 中尾敏明氏は、長年生命保険業界に携わってきたことで豊富な経験と幅広い見識を有し、また業務 執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあり、当社の経営に資するところが大きいと判断し、社 外取締役として選任をお願いするものであります。また、当該経験および見識から、当社の経営およ び業務執行について客観的な立場での監督が期待されるものであります。			

候補者番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数	
金 与	おん だ まなぶ 恩 田 学 (1976年9月14日生)	2000年4月恩田会計事務所入所2004年10月グローリー・トータル・マネジメント株式会社(現株式会社GTM総研)入社2008年6月株式会社東阪企画監査役(現任)2014年10月GTM税理士法人代表社員(現任)2015年12月株式会社GTM総研取締役2016年12月株式会社GTM総研常務取締役(現任)2018年6月株式会社Jストリーム社外監査役(現任)2019年10月株式会社デリバリーコンサルティング社外監査役(現任)2020年4月株式会社GTMコンサルティング代表取締役社長(現任)2020年8月当社取締役(監査等委員)(現任)	株 —	
	【監査等委員である取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 恩田学氏は、株式会社GTM総研の取締役としての経験等および税理士としての専門的知識から、独立性をもって当社の経営および業務執行を監督する適切な人材と判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、当該経験および見識から、当社の経営および業務執行について客観的な立場での監督が期待されるものであります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 竹中宣雄氏、中尾敏明氏および恩田学氏は、社外取締役候補者であります。なお、竹中宣雄氏、中尾 敏明氏および恩田学氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であり、本議案が承認可決 され社外取締役に就任した場合、引き続き独立役員となる予定であります。
 - 3. 当社は、竹中宣雄氏、中尾敏明氏および恩田学氏と会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。3氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金100万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。
 - 4. 竹中宣雄氏が取締役会長に就任されているミサワホーム株式会社において、2018年7月31日までに お客様にお引渡しをした木質系パネル住宅の一部に、同社が使用した荷重計算ソフトの不備を原因と する、型式認定を受けた仕様への不適合が発生しておりました。
 - 5. 恩田学氏は、当社の特定関係事業者(親会社等の子会社)である株式会社 J ストリームの監査役であります。
 - 6. 竹中宣雄氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。
 - 7. 中尾敏明氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって9年であり、監査等委員である取締役に就任してからの在任期間は、本総会終結の時をもって6年であります。
 - 8. 恩田学氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年7か月であります。

- 9. 候補者が所有する当社株式数の()内の数値は、役員持株会における持分であり、外数となっております。(1株未満切捨表示)
- 10. 当社は、2022年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っており、各候補者が所有する当社株式数は、当該株式分割後の株式数で記載しております。
- 11. 当社は、各候補者を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。各候補者が再任された場合には、3氏は当該契約の被保険者となります。

当該契約では、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。また、役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、公序良俗に反する行為を免責としております。 なお、当該保険契約の保険料の全額を当社が負担しております。

【ご参考】

【取締役候補者のスキル・マトリックス】

		企業経営	経営戦略事業戦略	営業	技術	財務会計	ガバナンス コンプライアンス リスク管理
社内	船橋 俊郎	•	•	•	•		
	小谷 勝彦	•	•	•			•
	小西 貴裕		•	•	•		
	岩越 弘行				•		
	門松美枝		•	•			•
	廣野 琢馬		•	•			
	諏訪原 敦彦					•	•
社外	竹中 宣雄	•	•	•			•
	中尾 敏明	•		•			•
	恩田 学	•				•	•

[※]上記一覧表は、各取締役が有する全ての専門性および経験を表すものではありません。

以上

株主総会会場ご案内略図

会場 大阪市北区中崎西二丁目4番12号 梅田センタービル 31階 ホワイトホール 電話 06 (6373) 9981



(駐車場の準備はいたしておりませんので、ご了承) のほどお願い申し上げます。